



めむろ議会だより

2009.5 No. **112**発行/芽室町議会 編集/議会運営委員会 TEL. 0155-62-9731 FAX. 0155-62-9813 <http://www.memuro.net/> E-mail: g-shomu@memuro.net

平成21年第1回3月町議会定例会 一般質問

- | | |
|--|--|
| <p>2 唯野 義勝 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立芽室病院等の有価証券運用状況等について | <p>7 高橋 仁美 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健診について ・ 国の補助金転用容認について ・ 子供たちの運動能力向上について |
| <p>3 広瀬 重雄 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策について ・ 芽室町経済及び雇用問題（対策）について | <p>8 常通 直人 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強いまちづくりの推進について ・ 地域活動の推進について |
| <p>4 岩間 裕信 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の除雪の実態と各学校からの要望について ・ 緊急車両と除雪車との連携について | <p>10 小椋 孝雄 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町の地上デジタル放送受信準備状況について |
| <p>5 齋藤 幸子 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における緊急雇用対策について | <p>11 梅津 伸子 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農地改革プラン」について ・ 住民の雇用確保と生活支援について ・ 小中学校における携帯電話の所持・使用のルール形成づくりについて |
| <p>6 西尾 一則 議員
ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度予算概要について ・ 地元企業育成について | |

議会の動き

■第4回町議会定例会（予定）

- ・ 会 期 6月3日（初日）11日・12日（一般質問）19日（最終日）
- ・ 時 間 9時30分

※委員会については随時開催しますので、詳しい日程等は事務局にお問い合わせください。

一般質問

9人の議員が町長の町政に対する姿勢について、たどりました。



唯野 義勝 議員

公立芽室病院等の 有価証券運用状況等について

町長：工業団地造成基金については、4月3日に元金100%と、その時点までの利息が償還されることとなった。

Q 昨年後半からの世界的な経済不況と株価暴落で、各証券会社は大幅な赤字となっている。また、各銀行も不況と取引企業の経営悪化、有価証券の減損処理などで大幅な赤字を抱えている現状にある。証券会社や銀行がこうした厳しい状況に直面している中で、公立芽室病院及び地域開発事業特別会計に係る有価証券について、次の3点について伺いたい。

1点目、公立芽室病院がみずほインターナショナルから平成19年1月12日に購入した1億円の外国債有価証券について、これまでの受取時期別の運用利率と配当金はいくらあったか。

2点目、地域開発事業特別会計に係る工業団地造成基金の新たな運用として、平成19年4月3日、2億5千万円を公立芽室病院と同じ外国債有価証券を購入したが、これまでの受取時期別の運用利率と配当金はいくらあったか。

3点目、この両債券は、いずれも1年目は1.0%の固定利率、2年目1.6%、3年目2.2%、4年目2.8%、5年目3.4%の変動利率となっているが、その最低保証利率はいくらか。また、この両債券の1億円と2億5千万円は、5年後には必ず元金が保証され町に戻ってくるのか。

A **町長 1点目**、これまでの受取利息は、購入1年目半期の平成19年7月19日と1年後の平成20年1月12日の時点では固定利率1%で、それぞれ利息額50万円を受け取っている。購入2年目の半期の平成20年7月12日の時点では変動利率となるが、受取利率最低保証は1%であるので、利息額50万円を受け取っている。購入2年目となる平成21年1月12日の時点では、変動利率1.6%からライボ0.90875%を差し引いた差し引き利率は0.69125%となるが、同じく受取利率最低保証は1%であるので、利息額50万円を受け取っている。したがって、今日までおおむね2年間で200万円の利息額を受領したところである。

2点目、芽室町工業団地造成基金で購入した有価証券は、公立芽室病院で購入したものと同一種類のものであるが、購入額は異なり、こちらの有価証券は平成19年4月3日発行で、5年満期として2億5,000万円を運用しているものである。利息の支払いは4月と10月の年2回であり、これまでの受取利息日は、第1回目が平成19年10月3日、第2回目が平成20年4月3日、第3回目が同年10月3日であり、いずれの利率も前段の病院事業会計と同様に1年目は固定利率の1%であり、2年目はライボ調整後の最低保証の1.0%で、1回当たり125万円、第3回までを合計すると、375万円の利息額を受けている。

3点目、受取利率は、1年目は固定利率の1%、2年目以降は変動利率となり、2年目は1.6%、3年目は2.2%、4年目は2.8%、5年目は3.4%から各年の金利計算開始日2日前のロンドンにおける6か月の短期資金貸借利率を差し引いたものとなっており、その最低保証利率は1%である。

また、元金については、5年後に元金100%が償還になる商品である。しかしながら、3月6日の情報としては、芽室町工業団地造成基金について、販売取扱登録機関である北海道銀行より、みずほ証券株式会社から期限前償還決定の知らせがあり、本年4月3日の利払い日に行使する旨、通知を受けたところである。また、本年7月13日が支払日の病院事業会計における同種の債券についても、同様の取扱が予想される場所である。

なお、このことについては、当初から説明しているとおり、5年の期間内で発行体側において不利な

状況が発生したときは、その時点で元金100%とその時点での受取利率分が償還されることとなっている。



広瀬 重雄 議員

新型インフルエンザ対策について

町長：関係機関と連携を取り、平常時からの事前準備に取り組んでいく。

Q 1点目、世界的に鳥インフルエンザの発生が確認され、我が国でも流行が懸念されているが、国及び道の指導、また情報提供がどの程度各市町村にされているのか伺いたい。

2点目、北海道の新型インフルエンザ対策行動計画が策定されているが、芽室町の対応策はどのようにされているのか伺いたい。

A **町長** 1点目、国は、平成21年2月17日に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、人から人への感染を想定した行動計画にレベルアップし、それを受けて、道も同様に改定作業を進めている。

現在までの国及び道からの情報提供については、行動計画やガイドラインについて、文書による情報提供が主であったが、昨年11月28日に、十勝保健福祉事務所（元帯広保健所）が主催する新型インフルエンザ対策研修会が開催され、新型インフルエンザの概要と発生状況、発生時の初期対応と大流行時の対応について説明を受けたものである。

2点目、本町の現在の取組は、町民の皆さんに新型インフルエンザの正しい知識と予防策を広報紙2月号に掲載する一方で、衛生担当職員用にマスク、保護眼鏡、保護衣、使い捨て手袋を備蓄している状況にある。今後の対策として、流行前に個人で備えることと、流行時に個人ができることを普及啓発す

ることであると考えており、関係機関と連携を取り、平常時からの事前準備に取り組んでいきたいと考えている。

芽室町経済及び雇用問題(対策)について

町長：今回の緊急対策でまずは仕事を作り、消費、雇用につなげる推移を検証し、継続的な雇用対策を図っていく。

Q 1点目、国全体の景気は、昨年末より本年に入りさらに悪化していると思われるが、確定申告及び多くの企業決算の時期を迎えるに当たり、十勝・芽室の経済状況をどのように把握されているのか、業種別の動向を含め伺いたい。

2点目、芽室町経済活性化のため、農・商・工の連携を推進するための具体的な取り組み方はどのようにされるのか伺いたい。

3点目、緊急雇用対策が実施され、平成21年度予算にも関連事業が盛り込まれているが、今後、継続的な雇用対策を考えているのか伺いたい。

A **町長** 1点目、本町の町融資貸付実績を見ると、運転資金の貸付件数が昨年の倍以上になったこと、また、国の緊急補償制度セーフティネットの町認定件数が、認定要件の緩和措置が講じられたこともあるが、昨年同時期を大幅に上回ったことを見ても、厳しい状況であることがうかがえる。

なお、十勝の経済状況の業種別動向については、民間金融機関の昨年10月から12月の業況を見ると、建設業、製造業、卸小売業、不動産業、運輸業、そしてサービス業ともに仕入れ材料価格の高騰感が弱まったものの、販売料金価格がマイナス判断となっており、売上額の減少感が強く、あらゆる業種において悪化と判断されているところである。

2点目、現在取り組んでいる新たな産業振興策は、商業と工業のみの連携や協働ではなく、基幹産業である農業を中核とし、農業、商業、工業が強固に連携し、生産、加工、販売、消費の循環機能を町内で確立、増強できるように、その仕組みづくりを注いでいるものである。今議会において芽室町のすぐれた地域支援を活用して、産業振興を図り、地域経済活性化などを目指して活動する団体、グループ

を支援する芽室町産業振興活動助成事業を提案しているところである。

3点目、町単独での緊急雇用対策事業として、交差点周辺など歩道の除雪整備事業や防風林の枝払い事業を3月まで実施している。今回の芽室町経済雇用緊急対策等でまずは仕事をつくり、消費、雇用につなげる推移を検証し、継続的な雇用対策を図っていく。



岩間 裕信 議員

小中学校の除雪の実態と各学校からの要望について

教育長：PTA会員からの除雪機やトラクターの借上については、今年中に方向性を出す。

Q **1点目**、今年は雪が多く、各学校では業者委託やPTA会員からのトラクター借上などで対応しているようだが、実態はどうか伺いたい。

2点目、各学校から様々な要望事項があるようだが、どのようなものがあるか。また、その対応はどのように考えているのか伺いたい。

A **教育長** **1点目**、町内小・中学校の敷地内における除雪については、町の直営、又は委託業者によって実施されている。PTA会員からのトラクター借上などによる実態であるが、上美生中学校以外の各小・中学校では、スケートリンク造成委員会等を組織してスケートリンクやアイスホッケーリンクを造成しているが、これらのリンク造成には、PTA会員から除雪機やトラクターを借り上げているのが現状である。

なお、芽室西中学校は、校門から生徒玄関まで、また、スクールバスのバスタッチから生徒玄関までの距離が長く、小型の除雪機では時間が掛かるため、PTA会員からトラクターを借り上げて除雪を実施

している。ただし、来年度から従来の借上体制が組めないとの事情もあり、今後の対応としては、平成22年度に中型程度の除雪機を購入するのが良いか、また、地域の方が業者に委託するか、今年中に検討して方向を定めていく。

2点目、特に強い要望として、網戸の設置がある。スズメバチ対策、教室環境の整備として平成20年度は、芽室西小学校大規模改造工事において全部の窓と、芽室中学校の一線校舎に網戸を設置した。平成21年度は、芽室小学校大規模改造工事において全部の窓と芽室中学校の二線校舎に網戸を設置する予定である。さらに、残る各小・中学校についても、順次網戸を設置していく考えである。芽室西小学校からは、校門から児童玄関にかけての通路について、冬期間路面が凍結し転倒する危険性が高いため、改良を求める要望があるが、この通路は校門部分と接続する道路と児童玄関の高低差の関わりから、現段階では通路の勾配緩和に係る改良は難しい状況であり、学校には焼き砂の散布による対応をお願いしているところである。

緊急車両と除雪車との連携について

町長：消防署と連携を取りながら、人命及び緊急災害を最優先に対応していく。

Q 冬期間、特に悪天候（降雪・吹雪）の場合の緊急車両と除雪車との連携はどのようなになっているのか伺いたい。

A **町長** 降雪時など緊急車両の走行に支障がある場合などは、消防署から連絡を受け、近辺で除雪作業を行っている除雪車両に対して防災無線で連絡を行い、道路パトロール車とあわせて依頼先に向かわせている。深夜における緊急車両との連携は、除雪担当職員が連絡を受け、当番に当たっている除雪車両運転手に連絡し、担当係を同乗させ、依頼先に向かわせるものである。また、大雪により緊急車両の出動に支障となる消防署前の除雪は、連絡を受け優先的に行うなど、消防と連携をとりながら除雪作業を実施しているところである。

なお、降雪時には緊急車両のほか、町民の皆さんから直接急病に伴う除雪要請もあり、その際にも人

命を最優先に考え、対応しているところである。今後も降雪時などの悪天候における除雪作業においては、消防署とも連携を図りながら、人命及び緊急災害を最優先と考え対応していく考えである。



齋藤 幸子 議員

地域における 緊急雇用対策について

町長：事業の実施効果を検証し、関係機関と連携しながら雇用環境の改善に努める。

Q 米国のサブプライム問題に端を発した百年に一度と言われる世界同時不況の影響は、日本経済にも深刻な打撃を与え、非正規社員や派遣社員の雇い止め、正社員のリストラなどの雇用問題を発生させている。また、北海道・十勝は、これまでの「いざなぎ景気超え」が続く中でも失業率は全国平均を上回り、有効求人倍率は全国平均を下回るといふ大変厳しい雇用環境にあり、さらに追い打ちをかけられる状態にある。また、季節労働者の冬期間の雇用問題もあり、今や雇用対策は緊急、かつ、重要な課題となっていることから、次の4点について、町長の見解を伺いたい。

1点目、本町の雇用問題の実態把握について

2点目、今回の経済環境の悪化が本町の雇用環境に与えた影響について

3点目、緊急措置としての具体的な施策と効果について

4点目、雇用環境の改善に向けた今後の検討課題と見通しについて

A **町長** **1点目**、本町における経済雇用対策を検討するに当たり、町内201社の企業に対し、雇用実態アンケート調査を初め、帯広公共職業安定所や町内2つの高等学校などと情報交換を行い、雇用実態の把握に努めてきたところ

である。

2点目、本町の雇用実態は予断が許せない状況ではあるが、派遣切りや住宅困難者については、今日的にはほとんどない状況にある。ただし、帯広公共職業安定所の平成21年1月の十勝雇用調査では、離職者数が前年度同時期に比べ増加傾向にある。また、自動車産業における生産調整など大手製造業の停滞は、地元卸売、小売業に相当の影響があり、そこに勤める従業員も、離職まではいかないものの賃金カットなどの先行き不安を抱え、勤めながら新たな職場を探すなど厳しい状況にある。

本町の雇用環境を正確に把握することは難しい現状にあるが、今述べた雇用現況を考えると、それが経済全体に与える影響が大きく、消費の低迷や雇用不安につながっていることを危惧しているところである。

3点目、本町では、急速な景気低迷に伴う雇用環境の悪化を懸念し、本年1月28日に、産業振興課に緊急雇用相談窓口を開設したところである。緊急相談窓口では、離職者に対し必要に応じて町の雇用対策を適用するほか、住宅確保としては住民生活課が対応し、さらに帯広公共職業安定所とも連携し、雇用の安定化に取り組んでいるところである。

緊急相談窓口の実績は、今日まで2件の相談があり、うち1件は失業保険の受給者で、町の緊急雇用対策事業を紹介したが、常用雇用の希望があり、再度帯広公共職業安定所と相談する事例であった。もう1件は、通年開設している雇用相談と同様で、短期パートの雇用を希望しており、帯広公共職業安定所の求人票の写しをお渡しし、直接相談することを紹介したところである。

当面の具体的な緊急雇用対策事業としては、交差点周辺などの除雪整備事業や防風林の枝払い事業を実施中である。

応募者の大半が60歳以上の離職者であり、高齢者雇用及び季節雇用であると分析しているところであり、これらの実態は今後も続くものと考え、次年度以降も町全体で季節雇用事業の創出を検討するとともに、国や北海道に引き続き雇用支援を要請していく考えである。

4点目、本町の実施すべき検討課題としては、基幹産業の農業で安全・安心な地元農産物の需要が拡大する中、農・商・工連携による新雇用や新エネルギー産業などによる新たな雇用創出が大きな課題と考えている。

今後は、平成20年度繰越事業から平成21年度事業の実施効果を検証し、関係機関と連携しながら雇用環境の改善に努めていきたい。



西尾 一則 議員

平成21年度予算概要について

町長：行政改革効果額は、3年累計で5億3千万円と見込んでいる。

Q 芽室町において、一般会計では、昨年度の実質予算額と比較すると13.7%の増であり、全11会計歳出総額では0.8%の増となり、生活の安心と地域経済を支える一方で、行政改革をさらに推進する予算となっているが、次の3点について伺いたい。

1点目、第4期芽室町総合計画の実現を目指した予算だが、中期財政計画の見通しとの相違点について伺いたい。

2点目、効果的・効率的な行政運営での施策に係る取組（主要な事業など）の行政改革推進状況について伺いたい。

3点目、主要事業を、「新規」・「改正」・「継続」の3区分に分け、分かりやすくなったが、このうち「新規」の事業が少ないように思われるが、町長の見解を伺いたい。

A **町長** **1点目**、芽室町中期財政計画は、平成20年度からスタートした第4期芽室町総合計画策定にあわせ、総合計画の実施計画の前期5か年を見通して策定したものである。この財政計画は、総合計画実現のために毎年度策定される3年ごとの実行計画に連動し、財政環境の変化を考慮して毎年度見直し、昨年10月には平成21年度から平成23年度までの実行計画と財政計画を策定したところである。

新年度予算とこの財政計画との見通しであるが、国の第1次及び第2次補正予算や平成21年度地方財政計画などによる国の施策以外は、おおむね計画の見通しとは相違がないものと認識をしている。

2点目、平成20年度までの推進状況は、75項目のうち80%に当たる60項目について取組を進め、この

結果、部長制の廃止、組織機構の見直し、目標管理制度の導入、保育所の民営化、ごみ収集の完全民間委託等の10項目について、所期の目的を達成したことから、取組完了としたところである。この間の行政改革効果額としては、平成20年度見込み分を含め、3年累計で5億3,000万円の効果と見込んでいる。

3点目、平成20年度までは、既存の事務事業で一部に新たな取組がある場合においては、「新規」という表現をしていたが、事務事業自体が新しいわけではなく紛らわしいと判断し、新たに「改正」という区分を設けた。この改正の事業を平成20年度までの考え方で新規事業に区分すると、平成19年度は33事業、平成20年度は53事業、平成21年度は53事業となり、年度ごとの時系列で見ると、新たな取組が少ないということではない。

地元企業育成について

町長：町発注事業にあつては、町内企業を振興し、地域内循環を促進していく。

Q **1点目**、経済の悪化に伴い、地元事業者も大変な時期になっている。新規予算において、建設事業費等が増になっているが、地元企業に対する効果はどのくらいあると予測されているのか、町長の見解を伺いたい。

2点目、国は第2次補正予算において、生活者支援対策として「定額給付金」の給付を決定した。

商工会でも、「定額給付金」の給付される時期に併せ、独自にプレミアム商品券の販売を計画しているようだが、商工会への町としての対応について、町長の見解を伺いたい。

A **町長** **1点目**、地元企業に対する効果予測は、事業形態によって効果額に異なりが生ずるものであり、正確な把握はできないが、通常指摘される全国平均値から見ると、1.9ないし2.0倍の波及効果と考えている。そのため町発注事業にあつては、地域が持つ技術力で対応可能なものにあつては、町内地域企業を振興し、保護育成するため、経済の地域内循環を促進していきたいと考えている。

2点目、1月30日付で、芽室町農業協同組合と芽

室町商工会連名で定額給付金に伴う地域経済活性化対策実施について、町へ要請書の提出があった。その具体的な内容は、1枚1,000円のワンセット11枚つづりで1万1,000円を1万円で販売しようとするものであった。

この要請を受け、町としては、厳しい経済環境の中、商店街各個店の売り上げが約2割程度落ち込んでいるとの情報を真摯に受けとめ、芽室町商工会と、プレミアム付き商品券販売事業を含め、本町にとって何をどう進めることが最も有効な経済対策となるか検討しているところである。



高橋 仁美 議員

妊婦健診について

町長：助成制度については、芽室町次世代育成支援行動計画後期計画の中で検討していく。

Q 最近、出産年齢が高くなってきていることと、経済的負担により妊婦健診を控える傾向から、リスクを伴う出産が増える状況にあることを背景に、国は妊婦健診の支援を拡充し、今まで以上に受診しやすい環境になってきている。本町でも新年度、14回の一般健康診査と超音波検査1回の助成を考えているわけだが、そこで伺いたい。

1点目、妊婦健診は超音波検査で行うべきもので、現在十勝管内の医療機関では超音波検査を一部有料としているところがあり、妊婦の一部に負担が生じていることから、これを無料化するよう検討してはいかがか。

2点目、妊婦の中には健診回数が極端に少なかったり、胎児が7～8か月になってから母子手帳を取りに来る例が増えていると聴くが、この状況の分析と対策を伺いたい。

A 町長 1点目、管内の2つの産科医療機関では、超音波検査を妊婦一般健診とは別に設定しており、1回につき1,000円から3,000円の自己負担が生じているところである。公費負担化及び償還払いによる助成制度の事務手続のあり方は、産科医療機関とも調整を図る必要があり、平成21年度中に策定する芽室町次世代育成支援行動計画後期計画の中で十分検討していきたいと考えている。

2点目、妊娠の届け出及び母子健康手帳の交付時期が遅くなった理由は未入籍や経済的な問題による、いわゆる望まない妊娠の結果、妊娠を受容できないことによるものと分析をしている。こうした妊婦が増加傾向にあるため、平成19年度から母子健康手帳交付に合わせて実施する妊婦健康相談を見直し、すべての妊婦に対して前期と後期の2回にわたり個別の相談時間を確保し、リスクの高い妊婦に対しては家庭訪問等の支援を行っている。

国の補助金転用容認について

町長：未利用施設のあり方について、一定の方向付けをしていく考えである。

Q 報道によると、国は2008年4月4日、地方自治体が補助金を活用して建設した施設について、完成後10年経過を条件に、当初の目的とは異なる施設への転用や譲渡、取り壊しなどの財産処分を認める方針を固めたということである。その際、補助金の国費返納は求めないという内容であり、今年度から適用するとしている。そこで次の点について伺いたい。

1点目、現在、補助金を受けた施設でほとんど利用されていない施設はどれくらいあり、どのようなものがあるのか。

2点目、今後、施設の有効活用を図るべきだと思うが、どのようにお考えか。

A 町長 1点目、現在本町では、国から直接補助金を受けた施設で利用されていないものはないが、北海道から補助を受けた施設で現在利用していないものは、休所中の芽室太保育所と平成10年度まで農薬等の空き容器などを処理

していた西士狩地域の集落環境保全施設の2施設がある。

2点目、農村地域保育所については、農村地域の保育所の統廃合を基本に、既存施設利用のあり方について一定の方向づけをしていく考えである。

また、集落環境保全施設の転用については、安全面から多額の改修費用がかかるなど相当困難性があると考えているが、長期的な視野も念頭に入れ今後の利用などについて検討していく考えである。

子供たちの運動能力向上について

教育長：郷土資源を活用した子供たちの体力・運動能力の向上について、今後検討していく。

Q 「北海道の児童生徒の運動能力は全国下位、全国平均を大きく下回った」という調査結果が1月に公表されたが、次の点について伺いたい。

1点目、北海道が全国下位という結果であったが、芽室町の結果はどうだったのか。また、その理由の分析をどうされたのか。

2点目、教育行政執行方針では「子供の体力・運動能力の向上に努める」とあるが、具体的にはどのようなことをするのか。

3点目、町の資源を十分活かした体力づくりを大いに進めるべきだと考えるが、例えばスキー場などを利用する子供たちへの支援を行い、冬の体力づくりに活用してはどうか。

A **教育長** **1点目**、芽室町では中学校のみの参加であるが、実技に関する調査の2年生男子では8種目のうち、全国・全道の平均値を上回ったのは4種目で、体力合計点の平均値は全国・全道を下回った。また、2年生女子では全国・全道の平均値を上回ったものは1種目で、逆に全国・全道の平均値を下回ったのは5種目で、体力合計点の平均値も全国・全道を下回った。体力の低下の要因としては室内遊びの増加や学校外での塾や習い事などによる外遊び、スポーツ活動時間の減少、登下校における車での送り迎え、家庭における子供の不規則な生活習慣などが考えられるところである。

2点目、家庭での基本的な生活習慣の改善に取り組

むことの必要性を学校便りやPTA研修会などで周知し、子供の体づくり、体力づくりの意識を高めていくとともに、生活習慣病検査を継続して実施していく。

また、町民が15分以上連続して運動等に参加するチャレンジデーの事業の着手とともに、スポーツ関係団体、組織等との連携を密にしながら、スポーツに親しむ機会づくりや活動の促進を図っていく。

3点目、各学校においては、ウインタースポーツの振興と生徒の冬期間の体力向上を図るためスキー学習やスケート学習を行っている。このうち、スキー技能の習得などを図るためのスキー学習を芽室西小学校、芽室南小学校及び上美生小・中学校が新嵐山スキー場において実施しているが、このスキー学習における児童・生徒、スキー指導者及び引率教員に係るリフト使用料については全額町が負担している状況である。なお、郷土資源を有効に活用した子供たちの体力、運動能力の向上については、今後検討していく考えである。



常通 直人 議員

災害に強いまちづくりの推進について

町長：芽室町耐震改修促進計画を策定し、年次計画で耐震診断、耐震改修を進めていく。

Q 自然災害の対応には「これで良い」というものではなく、災害を想定して訓練することは継続していかなければならないと考え、次の2点について伺いたい。

1点目、防災対策事業「高齢者・障がい者の安否確認情報」の管理体制の整備について、町長の見解を伺いたい。

2点目、公共施設の耐震化と避難場所について、①耐震改修工事が必要な公共施設の数と名称について伺いたい。

②そのうち、避難場所に指定している公共施設を伺いたい。③第4期芽室町総合計画の実施計画には、年次計画に基づき改修を進めるとあるが、子供たちの安心・安全を最優先した学校施設の次はどの施設を耐震化しようとしているのか伺いたい。

A **町長** 1点目、災害時要援護者支援体制の構築には地域住民の意識の高揚が不可欠であり、仕組みを整備しても実際には地域で取り組むことであり、本人が納得した上で自分たちのことと考えることが重要であると考えます。

第2期芽室町地域福祉計画最終案では新たな項目として災害時要援護者の支援体制づくりと地域コミュニティの再生を追加し、その考え方を日ごろから災害時要援護者が地域のどこに暮らしているかを適切に把握するとともに緊急時にも対応できるよう、民生委員、児童委員等の関係機関と必要な情報共有を図るとともに積極的な安否確認や相談、支援を行うことで、災害に強い福祉のまちづくりを目指すものである。

2点目、①芽室町における公共施設で、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない特定建築物は、既に耐震改修を完了した芽室西小学校、芽室中学校のほか、役場第1庁舎、ふれあい交流館、芽室小学校、総合体育館、そして中央公民館の7施設である。

②役場第1庁舎以外の施設を避難施設として指定をしている。

③町では、芽室町耐震改修促進計画を策定することとしているが、この計画の中で、施設の利用実態や災害時の避難施設としての役割などを十分検証するとともに、年次計画を策定し、耐震診断、耐震改修を進めていく考えである。

地域活動の推進について

町長：地域担当職員に、積極的に地域と連携を図るよう指示していく。

Q 今年度スタートした第4期芽室町総合計画は10年後の将来像に向けておおむね順調に1年が経過したように思うが、今回は協

働でつくるまちに関して3点について伺いたい。

1点目、平成19年6月からの新地域担当職員制度について、担当者が任期を迎えるに当たり、制度の検証をしたと思うが、その反省点と課題、また任期後の職員の配置の考え方について伺いたい。

2点目、協働のまちづくり活動推進事業は今年度一部改正し新規事業を取り入れたようだが、その経過と内容、実績について伺いたい。

3点目、第4期芽室町総合計画の実施計画には、協働のまちづくり活動推進事業と自治振興活動支援事業の支援制度の一本化とあるが、その検証経過と結果を伺いたい。

A **町長** 1点目、活動回数、内容ともに地域によって格差が見られる。活動の地域間格差については、いま一度各町内会長の皆さんなどに制度の周知と活用を呼びかけるとともに、地域担当職員にも積極的に地域と連携を図るよう指示をしていく。

任期後の職員配置については、基本的にはおおむね担当地区を継続する予定だが、任期中に退職する職員が担っていた地域への地域担当者補充など、各ブロックの班長などとも話し合いながら一部配置替えを行っていく。

2点目、今年度の制度改正については、各地域の保育所、学校、会館などの公共施設の小規模修繕や環境整備に自発的に取り組みをいただける地域団体等に対し、その原材料費を支援する原材料支給事業を新たに企画提案活動に盛り込んだものである。

本年度の実績は1件13万円ほどの支援となるが、多くの団体に活用いただけるよう広報紙や地域担当職員による周知活動などを通して、今後も積極的にPRしていきたいと考えている。

3点目、協働のまちづくり活動支援事業と、町内会及び農村部行政区に対して自治活動支援として支給している自治振興活動支援事業については、広い意味ではともに協働のまちづくりに資するものと考え、目的が類似した制度をできるだけ町民や活動団体に分かりやすくすることが活用しやすさの条件であると考え、再構築することを施策内容としたものである。



小椋 孝雄 議員

芽室町の地上デジタル放送 受信準備状況について

教育長：テレビ協聴設備設置区域内の受信障害を受ける3戸については、個別ケーブル配線により対応する考えである。

Q 2011年7月25日から地上デジタル（地デジ）放送へ完全移行し、従来のテレビはアナログ放送対応のため、このままでは視聴できなくなる。芽室町における公共施設、福祉関係において地デジ対応の準備進捗状況を伺いたい。

1点目、町の公共施設のテレビ設置台数を伺いたい。その合計台数の中にあって地デジ対応のテレビは何台あるのか。また現在のアナログ受信テレビをすべて入れかえた場合、リサイクル料金を積算すると15インチ以下と16インチ以上の合計台数でどのくらいになるのか伺いたい。

2点目、町は従来設置してある公共施設等の既存のテレビについて、地デジ対応のテレビにすべて入れ替えるのか。既存のテレビに地デジチューナーを取り付けるのか。または併用していくのか。そして、入れ替えする場合、地デジ対応のテレビは現在のアナログ対応の画面サイズにするのか。大型フルスペックパネル32インチ以上にしていくのか。入れ替えをしたら総予算はどのくらい必要なのか。基本的な考えと2011年7月までの準備とスケジュールを伺いたい。

3点目、政府は追加景気対策の一環として、地デジ放送が受信できるテレビやチューナーを購入した全世帯に一律2万円程度の支援金を交付する方向で検討に入ったとあるが、町は追加支援、援助を検討する予定があるか伺いたい。

4点目、総務省は地デジチューナーを生活保護者世帯等に支援すると聞いたが、芽室町には対象となる世帯数はどのくらいあるのか。さらに芽室町独自の支援策は考えているのか伺いたい。

5点目、北町、幸町地区の町の協聴システム地域での地デジ対策はどのように考えているのか伺いたい。

A **町長 1点目、**芽室町における公共施設のうち、テレビを設置している施設はおおむね65施設あり、設置台数は130台である。その中に地デジ対応チューナー内蔵のテレビはない。現在設置しているテレビをすべて入れ替えする場合、おおむね15インチ以下でリサイクル料金1,785円、収集運搬料3,150円で合計4,935円。16インチ以上でリサイクル料金2,835円、収集運搬料5,250円で合計8,085円である。16インチ以上のテレビを130台処分すると、持ち込み処分を行う場合で37万円、収集運搬で105万円程度の負担となる。

2点目、地上デジタル放送への対応は地デジチューナー内蔵テレビへの入替、又は既存のテレビに地デジチューナーを取り付けるかの2通りがあるが、当面併用していくことが現実的と考えている。

また、入れ替えする場合、テレビの画面サイズは各施設の利用形態により再検討することを基本とし、原則的には現在各施設に設置されているテレビのサイズと同程度の画面サイズでの入れ替えとなる。入れ替えに伴う予算は、一台当たりおおむね8万円から30万円の価格差があると思われるが、一台当たり15万円とすると、130台で1,950万円程度必要と思われる。地上デジタル放送への対応については各施設の管理を所管する部署が撤去、買い替え、又はチューナーの設置等、施設別に検討を行い、実行計画に計上する方向で準備を進めているところである。

3点目、現時点では全世帯への追加支援を行うことは考えていない。

4点目、芽室町の生活保護受給世帯数は平成21年1月現在105世帯であるが、現時点で町独自の支援策を行う考えはない。

教育長 5点目、本年度、テレビ協聴設備設置区域における地上デジタル放送の受信への影響について調査を実施した。この結果、中央公民館及び消防庁舎によるテレビ受信障害の影響を受けるのは、3戸である。

町としては、この3戸の方について、平成23年7月までにテレビ協聴設備を美生ダム中央管理センターに設置し、それぞれ個別ケーブル配線により対応する考えであり、あわせて現在設置している支柱及びケーブルの撤去も行う考えである。



梅津 伸子 議員

「農地改革プラン」について

町長：農業委員会の所掌事務であり、見解を述べることは控えさせていただく。

Q 昨年12月、農水省が発表した農地改革プランに基づき、農地法等の一部を改正する法律が今国会に上程されている。戦後の農地制度は、家族経営を軸とし、耕作主義を基本としてきた。今回の農地改革プランは、改革実施の理由として、担い手不足と高齢化、耕作放棄地の増加をあげているものであるが、こうした現状に至ったのは、国が農業と農業者を大切にしていなかったことが背景にあり、農地の貸借を原則「耕作者に制限」から、株式会社にも拡大（全国の特区内で参入した38企業が既に撤退）するなど問題も多い。農業を基幹産業とする本町の将来に重大な影響を及ぼすものと考え、3点について見解を伺いたい。

1点目、従来の耕作主義からプランでは、農地の賃貸について意欲さえあれば誰でも認めると転換していることについてどう考えるか。

2点目、すでに特区などで行われてきた企業による農業参入の実態と評価についてどう考えるか。

3点目、緊急の課題となっている食料自給率向上の観点からの評価、見解を伺いたい。

A **町長** **3点目**、国の農林水産省の政策として、地球規模で深刻化する様々な食糧問題から、おおむね10年後をめざし自給率50%達成の目標を掲げたことは、これからの食糧政策はもとより食料提供基地としての北海道、また本町の農業施策において、大きな意義があると思う。

1点目、**2点目**については、農業委員会の所掌事務であるので、見解を述べることは控えさせていただきたい。

Q 町長は、農業分野を含む町予算執行の最高責任者であり、小作地所有制限の廃止や標準小作料制度の廃止など、問題が多いプランについての見解を述べることは、農地管理事業を行う農業委員会の所掌（管轄）をなんら侵すものではない。見解を述べないのは何故なのか。残念である。

住民の雇用確保と生活支援について

町長：芽室町経済雇用緊急対策において、雇用対策10件、経済対策7件を平成20年度から21年度に向けて実施する。

Q 経済危機の中で、3月末には、厚生労働省の予測で12万人を超え、業界の予測で40万人を超す労働者が職を失うとされている。町による雇用の創出、生活支援の具体化が必要と考え、見解を伺いたい。

1点目、史上まれにみる雇用の危機を生み出した原因についてどう考えるか。

2点目、昨年12月・今年2月と2度にわたって、日本共産党芽室町委員会として緊急申し入れを行い、実態把握など求めたが、町内における雇用状況をどのように把握しているか。

3点目、町独自の仕事づくりの具体策は。

4点目、町として職を失った住民に対しての具体的な支援について。住民税・国保税などの賦課にあたり、減免など、実情にあわせ配慮すべきと考えるが見解は。

A **町長** **1点目**、雇用不安を生じている原因として、サブプライムローン問題から発生した金融危機、円高、株安、原材料・燃料価格の乱高下などがある。とくに自動車産業など輸出業の不振により、急な生産調整にあわせ派遣切り、雇止めなど、雇用調整が行われ、派遣労働者が雇用の調整弁とされていることが原因と考える。

2点目、町内企業201社の雇用実態アンケート調査の結果では、ここ数年、雇用環境は変わっていないものの、事業量・仕事量が減っているため、現雇用を維持できるか、先行き不安をもつ企業が多いと把握しており、情報把握を継続していく。

3点目、芽室町経済雇用緊急対策において、雇用

対策10件、経済対策7件を平成20年度から21年度に向けて実施する。また、住宅建設促進奨励事業や住宅リフォーム奨励事業は、芽室町リフォーム協会とも連携し、申請期間を4回に増やすなど、町内関係企業の仕事づくりに資するよう配慮した。平成21年度予算をはじめ、緊急の仕事づくり、雇用・消費につなげる経済振興の観点から、土木・建築事業の拡充を図った。季節雇用対策はこれまで以上に必要になると認識している。

4点目、それぞれ実態をとらえて、実態に応じて既存の減免措置と照らし、適正な運用を行う。

小中学校における携帯電話の所持・使用のルール形成づくりについて

教育長：ルール作りが大切であると考え、本年度早い時期に児童・生徒の携帯電話の所持状況調査を実施する。

Q 子どもをめぐって、携帯電話を媒体とした事件や深刻なトラブルの発生に対し、文部科学省は、小・中・高生と保護者を対象とした全国的調査を実施した。1月には携帯電話の小・中学校への持ち込みを原則禁止とする指針を都道府県教育委員会に通知した。しかし、一方的な禁止のみでは、トラブルの解決は困難である。携帯は、インターネットで世界とつながる文明の利器であり、同時に活用の仕方いかんでは、子どもたちに様々な危険を及ぼしかねない状況がある。過度な使用が必要な成長を損なうとの専門家の指摘もある。子どもの安全を守り、成長を保障するために、子どもたちとともに社会全体での携帯の所持や使用のルール形成に取り組む必要があると考え、見解を伺いたい。

1点目、文部科学省の通知にどう対応しているか。

2点目、携帯電話の所持や使用ルール作成に向けての取組を考えているか伺いたい。

A **教育長 1点目**、文部科学省の指針を受けて芽室町教育委員会では、小・中学校への携帯の持ち込みは原則禁止の取り扱いを継続することとして各学校に周知、指導の徹底と情報モラル教育の充実等について適切な対応をお願いした。

2点目、ルール作りが大切であると考え。本年度早い時期に児童・生徒の携帯電話の所持状況調査を実施する。実態把握に努め、広報誌を通して調査結果、携帯電話を通じた有害情報の危険性、対応策について芽室町独自のものとして地域や保護者に情報提供していく。さらに官民の組織・団体による学習会・研修会等において情報提供、啓蒙、啓発に努める。教育課程編成の際、情報モラルについて全体計画、指導計画を作成、指導方法の工夫・改善・充実を図っていく。保護者の協力が不可欠なことから、授業参観日の保護者説明会などで、啓発活動を行い、児童・生徒の使用にあたって、フィルタリングの普及を引き続き働きかけていくこととする。



皆さんの町政です。議会を傍聴しましょう！

※議会における本会議、特別委員会、常任委員会の様子は、どなたでも見学することができます。

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ：議会事務局 TEL 62-9731